

# 平成28年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成28年12月8日(木)

東洋町議会

余 白

## 平成28年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成28年12月8日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	川田真由美 君
教育長	奈良崎幸一 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	藤村明美智 君
地域包括支援	
センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 小野 正路 君 7番 田島 毅三夫 君



平成28年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成28年12月8日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第7号 専決処分事項「平成28年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第43号 東洋町債権管理条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第44号 東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第46号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第47号 教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第48号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第49号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第50号 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)を定めることについて

[日程第12] 議案第51号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第13] 議案第52号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

[日程第14] 議案第53号 平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

[日程第15] 議案第54号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について

平成28年第4回東洋町議会定例会 平成28年12月8日 木曜日  
議事のでんまつ

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより平成28年第4回東洋町議会定例会を開会いたします。</p> <p>(開会時間:午前9時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項予算1件、条例6件、補正予算5件、その他1件の計13件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成28年8月から平成28年11月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>また、地方自治法第199条第9項、第242条第4項の規定により、7月19日付け、住民監査請求に対する報告書について、お手元に配布したとおり提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>提案理由に先立ち、若干のご報告を申し上げます。</p>

本日、平成28年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え、何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今議会への提出案件でございますが、11月1日付けで専決処分をさせていただいております、一般会計補正予算1件と本年度の補正予算案5件、条例議案6件、その他の議案1件、合わせて13件の議案を提案させていただきます。

適切なお審議とご決定をお願い申し上げます。

8の字ネットワークについて、ご報告させていただきます。

四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟といたしまして、11月29日に、本年、最後の高規格道路関係の要望活動に、阿南市から高知市までの13自治体、36名の参加で、国土交通省及び財務省等への要望活動を実施してきたところでございます。

12月1日付け新聞報道にもございましたが、国土交通省は、阿南安芸自動車道のうち、奈半利から安芸間につきまして、年内に計画段階評価に着手することを決定いたしました。今後とも、徳島県側と連携を密にいたしまして、計画段階評価が終了しております牟岐から野根間の早期事業化に向けて取組みを強化して参りたいと考えております。

続きまして、租税債権管理機構についてでございます。

本年4月1日に設立をいたしました、安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構の11月末日までの実績について、ご報告申し上げます。

別紙として、資料も配布してございますが、本町分の委託案件の徴収額は1017万7841円、徴収率は30.2パーセントとなっております。



ります。

機構全体では、5455万2685円の徴収、33.1パーセントの徴収率となっており、今後も、滞納整理に一層の期待をしているところでございます。

つづきまして、東洋町債権管理条例の制定についてでございます。

町の債権について、庁内での情報を共有し、滞納整理を促進するために、今議会で、東洋町債権管理条例の制定を提案させていただきます。

地方自治法が扱います債権とは、金銭給付を目的とする地方公共団体の権利であるとされているところでございます。金銭債権が管理の対象でございますが、また、金銭給付に限定されているということでもあります。各地方自治体におきましては、自主財源の確保という観点からだけではなく、自力執行権のある税等はもちろんのことでございますが、その他の債権を含めた適正な管理執行が厳しく問われている時代となっております。

町が所有する債権を税法等に基づきます公法上の債権と、民法が適用されます私法上の債権に区分し、適切な手続きによる町債権の適正管理とその整理に努めて参りたいと考えております。

消滅時効の期間につきましては、さらに精査いたしまして、回収可能な債権、また、最終的には、債権放棄しなければならないような債権となっている事案も法的な措置を含めて整理していかなければなりません。

特に、自力執行権のない私法上の債権につきましては、事案により民事訴訟の手続きによる強制執行という対応をしていかなければなりません。原則として自治体の長には、必要な措置の行

使、不行使に自由裁量行為はない、という最高裁の判例もあるわけでございます。本条例を制定し、その手続きに則り対応していこうとするものであります。

また、専門的知識を必要とする事案につきましては、弁護士への積極的な依頼や、租税債権管理機構との連携も視野に入れながら、組織として、適正に滞納額の整理・縮減に努めて参りたいと考えております。

最後に、訴訟報告についてでございます。

9月定例会終了後から現時点までの訴訟状況について、ご報告を申し上げます。

上告されておりました、ヘリポート用地取得の件でございますが、10月6日、最高裁第一小法廷で裁判官全員一致で棄却、上告審として受理しない決定の判決が確定をいたしております。また、同じく上告されておりました生見避難タワー建設の件につきましても、10月14日、最高裁第一小法廷は、裁判官全員一致で棄却とし、上告審として受理しない決定が確定しているところでございます。

また、野根漁協への貸し付け裁判でございますが、最高裁から高松高裁への差戻審の判決は、7月15日にやったところございましたが、この件も原告は上告しておりまして、現在は、最高裁の判断待ちとなっているところでございます。また、この件は、新たな訴訟といたしまして、同原告より漁協貸付金の回収訴訟として提訴を受けており、11月22日に高知地裁で第一回目の公判がございました。次回公判は、12月13日となっております。

次に、現職の町議会議員が原告であります、議会内に係る事案についての損害賠償請求訴訟でございますが、被告たる町長

が、議会内のことで、国家賠償法第1条の適用を受ける対象事案であるのかどうかという訴訟案件と認識し、対応して参りました。10月21日に2回目の公判がございまして、結審となっております。判決日は、12月16日となっているところでございます。

この件も含めまして、現在、継続訴訟案件は3件ということになっております。判決文につきましては、これまでどおり議会配布をいたしますが、3月議会で詳細を報告したいと考えております。

最後に、本定例会が本年最後の議会となります。

毎年のこととございますが、翌年1月早々から、多くの諸行事が控えているところでございます。議会議員の皆様におかれましても年末年始、ご自愛くださりますようご祈念を申し上げまして、開会の挨拶、ご報告といたします。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、6番小野正路君、並びに、7番、田島毅三夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。

議会運営委員長

(高畠 俊彦議会運営委員長)

平成28年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。

12月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期は、本日8日から12月14日水曜日までの7日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日8日の本会議散会后から、委員長及び議案審査のため休会、14日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は、9日金曜日正午まで、議案質疑の通告期限は、12日月曜日正午までとする。

「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」、「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書」、「保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書」は、総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定しました。これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの7日間と決定しました。

日程第3、承認第7号、専決処分事項、平成28年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件から、日程第15、議案第54号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの13件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

意義なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

承認第7号、専決処分事項平成28年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

町長

歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ28億7732万8千円と定める。平成28年11月1日に専決処分させていただいております。歳入では、寄附金を計上いたしております。歳出では、ふるさとづくり基金積立金、ふるさと納税に掛かる返礼品費を計上しております。

これは、ふるさと納税に掛かる返礼品に予算の不足を生じたことによりまして、急きよ補正をさせていただいたものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明をさせていただきます。

3ページでございます。議案第43号、東洋町債権管理条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

本条例は、町の公私債権の管理の適正を期することを目的に定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第44号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

現在、乳幼児に係る食事医療費については、自己負担としていくことから、その適用条項を削除する改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第45号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提理由でございます。

本年10月19日、高知県人事委員会から職員の給与に関する勧告があり、勤勉手当において、民間と職員の給与月数との均衡を図るため、年間支給月数を0.1月分引き上げるよう勧告がございました。本町においても、勧告どおり実施するため改正しようとするものでございます。

また、上記とは別に、国及び県から、高知県下における給与制度の総合的見直しを実施するよう指導がございました。見直し内容は、給与を県から国基準に切り替えるものです。本町は、指導に基づいて、平成29年4月1日から実施するため、国の給与に準拠する改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第46号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第47号、教育長の旅費及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

続きまして、議案第48号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

議案第46号及び48号については関連がございますので、一括してご説明いたします。

本年10月19日、高知県人事委員会から職員の給与に関する勧告があり、勤勉手当において、民間と職員の給与月数との均衡を図るため、年間支給月数を0.1月分引き上げるよう勧告がございました。

今回、本町の特別職の期末手当について、本町の一般職及び安芸郡下の町村の特別職との均衡を図るため、年間支給月数を段階的に全体で0.45月分引き上げる改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、9ページでございます。議案第49号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億5914円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ30億3646万8千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、町債を計上しております。

歳出では、勧告に伴う人件費、退職手当組合特別負担金、ふるさとづくり基金及び防災対策加速化基金積立金、ふるさと納税に係る返礼品費、Wi-Fi整備委託料、出産奨励金、臨時福祉給付金、これは経済対策分でございます。操業効率化促進支援事業補助金、漁業者担い手育成事業補助金、水産生産基盤整備事業県工事負担金、観光物産センター改修工事費、消防デジタル無線津波対策工事費などを計上しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。



議案第50号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ224万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億3191万7千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、勧告に伴う人件費、保険給付費、償還金を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第51号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ218万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7459万3千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、勧告に伴う人件費、システム改修費などを計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、12ページでございます。平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ694万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4718万9千円とするものでございます。

歳入では、繰入金、町債を計上しております。

歳出では、勧告に伴う人件費、管渠新設工事費を計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第53号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ117万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1960万円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、勧告に伴う人件費、水道管敷設工事費を計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第54号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更について、東洋町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年から平成32年度までの計画を策定しておりますが、変更が生じたので、今回計画を変更し、議会の議決を求めるものでござい

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>変更内容は、野根漁港沖防波堤事業県工事負担金を追加しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、私から承認第7号について、ご説明をいたします。専決第1号の予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、私の方から議案第43号、東洋町債権管理条例を定めることについて、ご説明をいたします。説明につきましては、お手元の議案関係資料に基づきまして説明をいたします。</p> <p>冒頭に、町長から行政報告がありましたように、現在、町が所有している債権には、町税とか保険料をはじめ、保育料、手数料、使用料、貸付金の返還金など、多岐に渡って債権がございます。町</p>

の債権はいずれも町にとって貴重な財源であり、これらを徴収し、適正に管理することは町民負担の公平性の確保と円滑な財政運営にとって必要不可欠でございます。

また、町の債権は町税や保険料のように公法上の原因によります債権、公債権と水道料や住宅新築資金貸付金など、私法上の原因により生じる債権、私債権に大きく2つに分かれます。公債権は、国税や地方税の例により滞納処分ができるもの、これを強制徴収公債権といいます。それと、民事執行法に基づく手続きを経なければ滞納処分ができないもの、これを非強制徴収公債権に区別されることとなります。

今回、提案をさせていただいております東洋町債権管理条例の主な特徴を3つ挙げますと、まず1つ目として、町の債権管理に必要な事項を包括的に規定に盛り込んでおります。この条例は、町の一部の債権だけでなく、町のすべての債権について規定することにより、統一かつ適正な取扱いの徹底を図ることを目的に定めようとするものでございます。

2つ目として、債権放棄についての規定、これ第15条に設けております。徴収不能な債権については、厳格な要件のもと、放棄することを可能とし、債権管理の効率化を図るものでございます。

3つ目としまして、債務者情報の利用の規定を第6条に設けております。債務者の情報を収集することが困難な場合に、債権管理の効率化と町民負担の公平性を確保するため、債務者の個人情報情報を債権管理のためだけに共同利用できる規定を設けております。こうした債権の発生から、消滅までの手続きや処分の基準を明確に定めまして、債権管理の適正化を進めることを目的に、今回、東洋町債権管理条例を定めようとするものでございます。

それでは、議案関係資料の 1 ページから8ページに基づきまして、条文ごとにご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが、第1条ではこの債権管理条例を定める目的を定めております。ということで、町の債権の管理を適正を期することという目的でございます。

次に、第2条ではこの条例における用語の定義を定めております。第1号では、地方自治法第240条の規定による金銭の給付を目的とする町の権利を町の債権、金銭債権と定めております。

第2号では、強制徴収公債権について定めております。強制徴収公債権とは、税の滞納処分の例により滞納処分できる債権でございます。裁判所の手続きが不要となる債権のことをいいます。本町では、保育料、介護保険料、下水道料などがあります。

第3号では、非強制徴収公債権について定めております。非強制徴収公債権とは、税の滞納処分の例により滞納処分できない債権でございます。支払督促や訴訟の提起など裁判所の手続きが必要となる債権でございます。本町では、公民館、地域福祉センターなどの施設使用料などがございます。

第4号では、私債権について定めております。私債権とは、契約など当事者間の合意、司法上の原因に基づいて発生をする債権でございます。本町では、水道料、町営住宅の家賃、ふるさと創生育英貸付金などがございます。

第5号では、非強制徴収債権について定めております。この、非強制徴収債権とは、非強制徴収公債権と私債権のことをいいます。

次に、2ページ目をお願いいたします。2ページから3ページにかけてでございますが、第3条では町の債権の管理に関する事務処

理については、他の法令等の定めがある場合以外は、この条例の定めるところにより事務処理を行うということを定めております。

第4条では、町の債権管理に関する事務について、債権の発生原因や内容に応じて適正に事務処理をしなければならないと町長の責務を定めております。

第5条では、町の債権を適正に管理するため、債権管理台帳を整理することを定めております。

次に、2ページ目から3ページ目にかけてでございますが、第6条では、町の債権を滞納している方で、重複して、ほかの債権を滞納している場合には、債権に係る情報を相互に利用することができる」と第6条で定めております。

3ページ目でございます。第7条では、町の債権を履行期限までに履行しない債務者に対して、督促をしなければならないことを定めております。督促は履行期限後20日以内に行い、納付の指定期限は督促を発した日から起算して10日を経過した日とすることとしております。

次に、第8条では強制徴収公債権の滞納処分、換価の猶予、滞納処分の停止など、法令の定めるところにより行わなければならない旨を第8条で定めております。

次に、第9条では、非強制徴収公債権について、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない時は、担保権の実行、強制執行、訴訟による履行請求の手続きなどを執ることについて定めております。この、督促をしたあと相当の期間とは、1年を限度としております。

次に、第10条では、町の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じた時は、債務者に対して履行期限を繰上げ

る旨の通知をしなければならないと定めております。この、履行期限の繰上げの理由とは、破産手続き開始の決定があった場合や、債務者が死亡し、その債務について、限定承認があった時などがその理由となります。

第11条では、町の債権について、債務者が強制執行、または、破産手続きの開始の決定を受けたことを知った場合に町が債権者として配当の要求や債権の申出ができる時は、そのための措置を執らなければならないと定めております。

次に、5ページ目に移ります。第12条でございます。第12条では、非強制徴収公債権で、履行期限後相当の期間を経過しても履行されることが著しく困難であると調査して認めるときは、以後、取立てをしないなどの徴収停止の措置を取ることができるという事項を定めております。

5ページ目から6ページ目にかけて、第13条でございます。第13条では、非強制徴収公債権について、調査等により債務者に資力がなく、債務の全部を履行することができない場合や災害や盗難にあった場合には、履行期限を延長する特約、または、処分することができる旨を定めております。

それと、6ページから7ページにかけて、第14条でございます。第14条では、履行延期の特約、または、処分した非強制徴収公債権について履行期限から10年を経過した後において、弁済する見込みがないと認められる時は、非強制徴収公債権を免除することができる旨を第14条で定めております。

7ページから8ページにかけて、第15条でございます。第15条では、非強制徴収公債権について、債権の放棄をすることができる旨を定めております。破産法や会社更生法の規定により、そ

の責任を免れた時、また、債務者が死亡し、限定承認になった場合、また、徴収停止を執った日から相当期間経過したとき、また、強制徴収したのち資力が回復する見込みがないと認めるに至った時は債権の放棄をすることが出来る旨を第15条で定めております。また、債権放棄をした場合は議会に報告しなければならない旨を第15条で定めております。議会に報告する事項については、債権の名称、金額、債権を放棄した日、債権を放棄した理由などを議会に報告することを定めております。

この条例は、平成29年4月1日から施行となっております。なお、資料としまして、黄色の表紙の東洋町債権管理条例施行規則案を添付しておりますので、関係条例と関係規則を照らし合わせていただいてご参照していただきたいと思っております。ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは議案第44号、東洋町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

説明に入る前に、議案関係資料9ページをお願いいたします。

先に、改め分を朗読させていただきます。東洋町福祉医療助成に関する条例の一部を改正する条例案ということで、東洋町福祉医療助成に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第5項中入院時食事療養費、乳幼児に限るを削る。第4条第1項但し書きを削り、同項各号を削る。附則、この条例は公布の日から施



行する。では、説明に移ります。

今回の改正は、食事療養費に関する部分を対象外とするための改正でございます。

現在、東洋町では中学校までは医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の償還、資料は議案関係資料の9ページでございます。一部負担金を償還払いとして、実質医療費の無償化を行っておるところでございます。しかし、保険制度上、食事に係る部分は食事療養費の負担金として別に扱われており、高額療養費などを算定する場合でも対象外とされております。この食事療養費はその性格上、医療の一環であると同時に食料費の一面も併せ持っておるものです。

そういう意味で、今回除外、適用外ということで提案させていただいておりますが、なお、食事療養費については、1食あたり現在640円とされておりまして、窓口での支払金額は360円から100円まで、その人の課税状況あるいは入院期間、年齢などによって4段階に区分をされておりまして、1食あたり640円の差額を保険者、つまり、保険が医療機関に支払っているということでございます。

以上です。

(今宮 裕明議長)

休憩します。再開は、10時5分でございます。

(休憩時間:9時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

再開時間:10時05分)

議長

総務課長

生松総務課長。

(生松 克祐総務課長)

それでは、議案第45号について、ご説明いたします。

議案関係資料の10ページ、それと、新旧対照条文の2ページをご参照ください。

まず、始めに、今回の改正は大きく2つ、第1条と第2条に分けた改正分としております。まず、議案関係資料の第1条の改正について、ご説明いたします。第1条の改正は、勤勉手当の年間支給月数の改正でございます。本年10月19日に、県人事委員会の勧告がなされ、民間と職員の均衡を図るため、その差が生じた賞与のうち勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げるよう、勧告がございました。本町におきましても、同様の改正をしようとするものでございます。

新旧対照条文をご覧ください。2ページです。勤勉手当の第17条第2項第1号中、改正前では、支給月数100分の70を新規改正後で100分の80に改正をしようとしております。これは、一般職員に対応した率でございます。また、第2号では、100分の135を100分の140に改正しております。これは、再任用職員に対応した率でございます。このように、勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げる改正でございます。なお、引き上げ分の支給は、12月1日から適用することとし、改正前の率で支給したのから今回の改正による引き上げ分による、差額分につきましては、この議決後に支給することとしております。

続きまして、議案関係資料の第2条の改正について、ご説明を

いたします。

第2条は、平成29年4月1日から実施する期末勤勉手当の年間支給月数及び給料表を改正しようとしております。まず始めに、改正理由をご説明いたします。少し内容が複雑でございますので、ご了承ください。

約1年前、国及び県から高知県下における給与制度の総合的見直しを実施するよう指導がございました。この総合的見直しというものは種々ございますが、簡単に申しますと、国家公務員の給与制度を基本とし、給与水準を見直すこととございます。約1年間、国、県及び対象市町村との協議を経まして、平成29年3月までに高知県下全対象市町村が改正するという事になっております。本町におきましては、この12月に改正案を提出した次第でございます。見直し内容は、本町の給与、県の給与から国の給与へ切替えるものでございます。

この見直しについて、申し上げます。国から、総合的な見直しを実施していない団体は、全国の市町村29団体、そのうち24団体が高知県下の団体でございます。どうしてこのような現状になったかと申しますと、他県では県の人事委員会において、総合的な見直しを盛り込んだ勧告がなされて、県が勧告に従って実施しております。また、関係する県下の市町村も県に準拠しているため、総合的な見直しを実施しているということになっております。しかし、高知県下では、県の人事委員会で総合的見直しの勧告がございませんでした。それはなぜかと申しますと、高知県はその総合的見直しの以前から抜本的な給料を見直していたため、県の人事委員会では勧告をなされなかった次第でございます。

しかしながら、このことによって高知県下では他県と比較して特

異なる現状となり、国においては、高知県庁は抜本的な給与の見直しを実施したため、総合的見直しを実施している団体になりまして、高知県下の県に準拠している市町村は、総合的見直しを実施していない団体と判断された次第でございます。

このように判断された理由につきましては、県レベル間との比較及び市町村レベル間とのそれぞれの間との、他の類似団体との比較において、市町村レベルでは比較されていないことによるものでございます。これを簡単に申しますと、要は、国は総合的見直しを実施していない市町村は国の給与を適用するよう、というような指導がございました。よって、本町においては国及び県の指導により、県準拠から国準拠への給与、給与というのは、給料及び手当でございますが、とするため、このような改正を実施するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。議案関係資料の第2条へも改正文を記載しておりますが、新旧対照条文が分かりやすいので、新旧対照条文の3ページをご覧ください。

まず、期末手当について、第16条第2項中では6月支給月数を100分の120を100分の122.5に、12月支給月数を100分の135を100分の137.5にそれぞれ改正しております。これは、一般職に対応した率でございます。また、第3項中読替規定により100分の64というところを見ていただきたいんですけども、100分の64を100分の65に、100分の73.5を100分の80にそれぞれ改正するものでございます。これは再任用職員に対応した率でございます。

次に、勤勉手当について第17条第2項第1号中4ページをお願いいたします。旧の100分の80を100分の85に改正するもので

ございます。これは、一般職員に対応した率でございます。なお、再任用の改正はございません。これらは、国の期末勤勉手当の年間支給月数に合わせた改正としております。この改正によって、期末勤勉手当の年間支給月数は、第1条で説明を申し上げました改正による年間月数との比較で、0.1月分引き上げることになっており、合計で4.3ヶ月分となっております。

次に、議案関係資料11ページをご覧ください。給料表につきましては、県の給料表から国の給料表へ切り替えする改正をしております。なお、切り替えすることによって、2級の32号及び3級の15号以降の号、それと4級から6級については、県と比較して給与月額200円から1万7500円引き下げる給料表となっております。

その差額表につきましては、別添 A3用紙の県給料表から国の給料表へ切り替えた場合の差額表がでございます。A3用紙でございます。カラー印刷の分でございます。赤い字がマイナスと、県の給料表から国の給料表に比較した場合マイナスになるということでございます。また、後ほどご参照いただきたいと思っております。なお、その資料の裏面5級及び6級の最終のほうに記載しております黒字の月額については、県においては、その号に対する給料がございませんが、国においてはその号がございましたので、国の給料月額をそのまま記載しておりますので、ご了承ください。なお、補足において、この改正は平成29年4月1日から施行することとし、給料切り替えによる差額分についてはその差額を支給することとしております。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第46号についてご説明いたします。議案関係資料17ページ、それと新旧対照条文5ページをご参照ください。

この改正は、先にも申し上げましたとおり、県の人事委員会から

一般職に対して勤勉手当の引上げ勧告がございました。本町特別職の期末手当は、平成26年以降から一部見送っておりましたが、今回の勧告及び資料安芸郡町村特別職期末手当一覧表というものがございますが、ご覧ください。

一覧表のとおり、安芸郡下の期末手当の支給月数の状況をふまえ、この12月と平成29年4月段階的に引上げる改正をしようとするものでございます。

まず、議案関係資料の第1条では、12月の期末手当の支給月数の改正でございます。新旧対照条文の5ページでは、旧において読替規定の内容及び支給月数100分の140を新では読替規定を変更し、6月支給月数100分の140を6月支給月数100分の140に12月支給月数を100分の160に読替規定ではない改正の内容としております。これにより、町長の期末手当は0.4月分引き上げることになり、年間支給月数の合計は3.00月となります。なお、一覧表のとおり安芸郡下の町村においても同様の3.00という率になります。

次に、議案関係資料の第2条では、平成29年4月1日から期末手当の改正でございます。新旧対照条文6ページをお願いいたします。

旧では第1条の改正した6月支給月数100分の140を100分の145に改正しております。これにより、平成29年4月から0.05月分引き上げることになります。第1条、第2条合わせて町長の期末手当は合計0.45月引上げることになり、年間支給月数が合計0.35月となります。4月からの引上げ理由につきましては、一般職の期末勤勉手当の年間支給月数が4月から国準拠へ切り替えられた場合にまた更に0.1上がりますので、4月から特別職にもその

ように対応したものでございます。なお、安芸郡下の町村も一覧表のとおり最終的に4月からは3.05月になるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第47号についてご説明をいたします。

今回の改正は、議案第46号改正内容と全く同様でございます。これを教育長にも適用する改正でございます。よって、改正の趣旨及び内容につきましては、割愛をさせていただきます。ご了承ください。なお、議案関係資料、新旧対照条文につきましては、後ほどご参照を願いたいと思います。先ほどの改正内容とまったく同じでございます。

続きまして、議案第48号についてご説明いたします。

今回の改正は、議案第46号の改正内容と全く同様でございます。これにつきましても議会議員の皆さま方にも適用する改正でございます。よって、改正の趣旨、内容につきましては、割愛をさせていただきます。ご了承ください。なお、議案関係資料の資料、新旧対照条文につきましては、後ほどご参照をいただきたいと思います。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第49号について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

議長

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第50号、平成28年度東洋町国民健康保険事

	<p>業特別会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。</p> <p>規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3191万7千円とするものです。それでは、説明をいたします。8ページからお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭地域包括支援センター事務局長。</p>
産業建設課長	<p>(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方からは、議案第51号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算案では218万7千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億7459万3千円としております。予算書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>私の方からは議案第52号と53号について、ご説明いたします。</p> <p>議案第52号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正</p>



	<p>予算第1号について、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正予算の主なものは、人事委員勧告に伴う人件費の増額と管渠新設工事の追加補正です。歳入歳出それぞれ694万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4718万9千円とするものです。予算書の7ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、議案第54号についてご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の20ページをご参照ください。</p> <p>今回の変更は、野根漁港沖の防波堤事業について、この事業を過疎対策事業債で充当できることが分かりましたので、平成28年度からの5年間合計1億3908万円を追加変更するものとなっています。なお、過疎債は100パーセント充当、後年70パーセントが交付税措置となっております。追加の部分は関係資料20ページの赤字で記載をしております。変更後の金額それぞれ5年ごとに載せております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終了しました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。</p>

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本議会散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、14日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日はこれにて散会します。

どうもお疲れ様でした。

次回の議会放送は、14日午前9時から放送します。

これにて議会放送を終了します。

(散会時間:11時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員